

～ 住居確保給付金受給中の方へのご案内 ～

令和6年4月改正(中央区)

1 住居確保給付金受給中の義務

住居確保給付金の受給期間中は、就労状況によって求職活動を行う必要があります。

①離職・廃業・休業等（就労を目指す方）

公共職業安定所（ハローワーク）の利用、自立相談支援機関の支援員との面談等、その他様々な方法により常用就職^(※1)に向けた求職活動を行ってください。

②休業等（自営業等で事業再生を目指す方）

経営相談先から事業再生に関する助言を受け、事業再生に向けた計画を作成し、自立に向けた活動を行ってください。

● 受給者の状態に応じた求職活動要件

対象	離職・廃業・休業等 ^(※2) による受給者	休業等（自営業等で事業再生を目指す方）による受給者（1～6か月目）
求職活動要件	①申請時のハローワークへの求職申込 ^(※3) ②月4回以上の求職活動等状況の報告 ③月2回以上のハローワークでの職業相談等 ^(※3) ④週1回以上の企業等への応募・面接 ⑤生活再建に向けた支援プランに応じた活動状況を自立相談支援機関へ報告	①' 申請時の経営相談先への事前申込み ②' 月4回以上の求職活動等状況の報告 ③' 月1回の経営相談先への経営相談 ④' 月1回以上の、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 ⑤' 生活再建に向けた支援プラン ^(※4) に応じた活動状況を自立相談支援機関へ報告

(※1) 常用就職：「雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの」をいう。

(※2) 休業等：「個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況」をいう。

(※3) 求職申込、職業相談等：ハローワーク、公的な無料職業紹介の窓口での求職活動

(※4) 支援プラン：支援員と面談等を実施し、受給者本人と一緒に、抱える課題や状況を整理して、生活再建に向けてどのような活動や支援が必要かを考え、具体的なプランを作成します。

● 求職活動要件

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月
・離職、廃業 ・休業等（就労を目指す方）	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
・休業等（事業再生等を目指す方）	①' ②' ③' ④' ⑤'	①' ②' ③' ④' ⑤'	

※休業等（自営業者で事業再生等を目指す方）の対象者であっても、住居確保給付金7～9か月目は離職・廃業・休業等（就労を目指す方）と同様に、公共職業安定所での職業相談や企業への応募を行っていただきます。

【離職・廃業・休業等の場合】

報告書類は該当月の20日以降月末までに提出してください。

受給者の就労状態	必要とされる求職活動等			
	(ア) 自立相談支援機関との面談等 (月4回以上)	(イ) 企業応募 (原則週1回以上)	(ウ) ハローワーク等での職業相談 (月2回以上)	(エ) その他の活動 (副業、就労準備、家計改善等)
離職・廃業・休業等	必須	必須	必須	任意 ※支援プラン ^(※3) に従う
提出する報告様式等	「求職活動等状況報告書」(参考様式9)	「常用就職活動状況報告書」(参考様式7)	「職業相談確認票」(参考様式6)	必要に応じて(参考様式6)、(参考様式7)等を使用

【休業等（自営業等で事業再生を目指す方）の場合】

受給者の就労状態	必要とされる求職活動等			
	(ア) 自立相談支援機関との面談等 (月4回以上)	(オ) 経営相談 (原則月1回以上)	(カ) 収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)	(エ) その他の活動 (副業、就労準備、家計改善等)
休業等（自営業等で事業再生を目指す方）	必須	必須	必須	任意 ※支援プラン ^(※3) に従う
提出する報告様式等	「求職活動等状況報告書」(参考様式9)	「自立に向けた活動計画」(参考様式10)	「自立に向けた活動状況報告書」(参考様式11)	必要に応じて(参考様式10)、(参考様式11)使用

【必要とされる求職活動等（ア）～（カ）の実施にあたって】

(ア) 月4回以上、区(自立相談支援機関)に就労状況等の報告が必要です。

初回から3回目までについては、求職活動や収入に関する状況を、「求職活動等状況報告書」(参考様式9)に記載し、**報告書の写し**をメール、FAX、郵送等で区へ提出してください。

4回目に「求職活動等状況報告書」(参考様式9)の**原本**を、窓口へ提出し、活動内容の報告を行ってください。

(イ) 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」(参考様式7)に求人票や求人情報誌、求人サイト等の該当部分を添付して報告してください。

(ウ) 月2回以上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」(参考様式6)にハローワークの担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入および安定所確認印を受けます。※申込みや相談にあたっては、ハローワークの案内ちらしをご覧ください。

- ハローワークに加え、都や区が設ける公的な無料職業紹介窓口での求職活動でも可能です。
- 求職活動にあたり、ハローワークの実施する求職者支援制度等の活用についてもご検討ください。
- 住居確保給付金受給中に、職業訓練受講給付金の併給は可能です。

- (エ) 支援プランに沿った求職活動等(職業訓練等ハローワークが実施する支援制度の利用、求人への応募、事業形態の転換、副業等)を行うほか、区(自立相談支援機関)が実施する家計改善(収支の見える化や債務整理)等の支援を受け、生活再建を目指した活動を行ってください。
- (オ) 原則月1回以上、経営相談先に事業再生(例:事業収入を増やすための営業活動や資金調達等)に関して相談する必要があります。経営相談先から助言を受けて「自立に向けた活動計画」(参考様式10)を作成し、提出してください。
- (カ) 月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う必要があります。経営相談先から助言を受けた活動内容について「自立に向けた活動状況報告書」(参考様式11)に記入し、提出してください。

※(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)の報告書の提出方法は(ア)と同様です。

- 「求職活動等状況報告書」(参考様式9)など報告に必要な様式は、支給決定の通知に同封しているものをご使用ください。手元にない方は、区へご連絡いただくか、区のホームページからダウンロードしてください。

2 受給中に常用就職等をした場合は届出が必要です

支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6カ月以上の雇用期間が定められているもの)した場合等は、収入基準額を超えた収入が得られた月から支給を中止します。「常用就職届」を区(自立相談支援機関)へ提出してください。

- 休業等の解消により収入を得る機会が改善し、収入基準額を超える収入が得られた場合も「常用就職届」を提出してください。
- 届出用紙が必要な方は、区へご連絡いただくか、区のホームページからダウンロードしてください。

3 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、申請により3か月間を2回まで延長することが可能です。

【要件】① 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていること

② 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

- 受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月の世帯の状況が、(表1)の収入および(表2)の資産要件を満たすかをご確認ください。

(表1)

収入要件:申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額(C収入基準額)以下であること。

※収入には、定期的に支給される失業給付、年金等の公的給付を含む。

※借入金、退職金または公的給付等のうち臨時的に給付されるもの(特別定額給付金等)は含まない。

※給与収入とは、交通費を除く総支給額。事業収入は、総収入から経費を差し引いた額。

世帯人数	A 基準額	B 家賃額 ※以下の上限額あり	C 収入基準額 (A 基準額+B 家賃額) ※実際の家賃額が家賃上限額を超える場合の収入基準額は以下の額
1人	84,000円	69,800円	153,800円
2人	130,000円	75,000円	205,000円
3人	172,000円	81,000円	253,000円
4人	214,000円	86,000円	300,000円
5人	255,000円	91,000円	346,000円
6人	297,000円		388,000円
7人	334,000円	97,000円	431,000円
〃	〃		〃

(表2)

資産要件(預貯金および現金):

申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金、債権、株式、投資信託等の合計額が次の表の金額(「資産基準額」)以下であること。

※個人年金保険等は含まない。負債がある場合、金融資産とは相殺しない。

世帯人数	資産基準額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- 受給期間の最終月になりましたら、受給要件を満たしているかを確認のうえ、求職活動状況の報告にかかる書類と合わせて延長申請書を窓口にて提出してください。
- 事業収入や給与、失業保険等収入がある場合、収入額が分かる書類を提出してください。
- 預貯金、債権、株式、投資信託等資産がある場合、残高が分かる書類を提出してください。

4 支給額を変更できる場合があります

以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。(要申請)

- 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、区(自立相談支援機関)の指導により区内での転居が適当である場合
- 貸主等への賃料の支払い方法について、変更手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合

家賃額が変わったまたは収入が下がったことが証明出来る書類をご用意のうえ、区(自立相談支援機関)へご連絡ください。

5 住居確保給付金を中止する場合があります

- 本ご案内の【1 住居確保給付金受給中の義務】を怠った場合は、支給を中止します。
※求職活動の実態及びその報告がない場合は、支給中止となるのでご注意ください。
- 受給者が常用就職または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が「収入基準額」(P4の表1、C 欄参照)を超えた場合は、原則として、「収入基準額」を超える収入が得られた月の支給から中止します。→P3の【2 受給中に常用就職等をした場合は届出が必要です】をご覧ください。
- 上記のほか、以下の場合においても支給を中止します。
 - ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
 - ◆ 住宅を退去した者
→ 貸主からの要請、区(自立相談支援機関)の指示による場合を除きます。
 - ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
 - ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が禁錮刑以上の刑に処された場合
 - ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が生活保護費を受給した場合
 - ◆ 受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

6 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

ただし、住居確保給付金の基準を超える収入等を得られたことにより、常用就職又は給与及び事業収入を得る機会が増加し、その後以下の①～④の理由により離職・廃業や収入が減少した場合は再支給の対象となります。

①新たに解雇(受給者の責任による重大な理由による解雇を除く、会社都合による解雇)

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

②事業主の都合による離職、廃業

③就業している個人の給与が個人の責任によらずに減少

④業務上の収入を得る機会が個人の責任によらずに減少

収入が増加し、減少あるいは離職したことが証明出来る書類をご用意のうえ、区(自立相談支援機関)へご連絡ください。

7 虚偽の申請等不適正受給が判明した場合

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

● 区のホームページにもご案内や様式等を掲載しています。

トップページ → [くらし・手続き](#) → [住まい](#) → [居住の支援](#)
→ [住居確保給付金を受給中の方へ](#)



【問合せ先】ふくしの総合相談窓口
(中央区自立相談支援機関)

中央区福祉保健部地域福祉課

電話：03-3546-5303

住所：〒104-8404

東京都中央区築地 1-1-1

(中央区役所地下 1 階)

メールアドレス：

jiritsu_sodan@city.chuo.lg.jp

